

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第35号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年佐賀県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第3条の6 前条第1項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1) 当該請求に係る子が死亡した場合</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第7条第1項に規定する職員に該当しなくなった場合</u></p> <p>(4) 略</p>	<p>第3条の6 前条第1項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1) 当該請求に係る子（<u>条例第7条第1項に規定する子をいう。第3条の9を除き、以下同じ。</u>）が死亡した場合</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>当該請求に係る子（条例第7条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）に限る。）が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合</u></p> <p>(5) <u>第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第7条第1項に規定する職員に該当しなくなった場合</u></p>

改正前	改正後
<p>(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子を養育するために早出遅出勤務を請求できる職員)</p> <p><u>第3条の7</u> 条例第7条第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービス若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業に係る同項各号に掲げる援助を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習指導その他の教育支援活動を行う場所にその子(各事業を利用するものに限る。)を出迎え、又は見送るために赴く職員とする。</p> <p>(介護を行う職員の早出遅出勤務に係る要件)</p> <p><u>第3条の8</u> 条例第7条第2項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者であって職員と同居しているものとする。</p>	<p>(<u>条例第7条第1項の人事委員会規則で定める者</u>)</p> <p><u>第3条の7</u> <u>条例第7条第1項の人事委員会規則で定める者は、児童福祉法第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親である職員であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができないものに限る。)</u>に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p> <p>(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子を養育するために早出遅出勤務を請求できる職員)</p> <p><u>第3条の8</u> 条例第7条第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービス若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業に係る同項各号に掲げる援助を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習指導その他の教育支援活動を行う場所にその子(各事業を利用するものに限る。)を出迎え、又は見送るために赴く職員とする。</p> <p>(介護を行う職員の早出遅出勤務に係る要件)</p> <p><u>第3条の9</u> 条例第7条第2項のその他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者(第2号に掲げる者にあつては、職員と同居し</p>

改正前	改正後
<p>(1)・(2) 略 (介護を行う職員等の早出遅出勤務の請求手続等)</p> <p>第4条 第3条の5及び第3条の6(第1項第3号及び第4号を除く。)の規定は、条例第7条第2項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第3条の6第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第3条の5及び第3条の6(第1項第3号及び第4号を除く。)の規定は、条例第7条第3項に規定する修学をする職員について準用する。この場合において、第3条の5第1項中「早出遅出勤務請求書(様式第1号)」とあるのは「修学のための早出遅出勤務請求書(様式第3号)」と、第3条の6第1項第1号中「子が死亡した」とあるのは「修学をしないこととなった」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「修学が、就学時刻の変更により早出遅出勤務を要しないこととなった」と、同条第3項中「育児又は介護状況変更届(様式第2号)」とあるのは「修学状況変更届(様式第4号)」と読み替えるものとする。</p> <p>第4条の4 深夜勤務制限の請求がされた後制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第7</p>	<p>ている者に限る。)とする。</p> <p>(1)・(2) 略 (介護を行う職員等の早出遅出勤務の請求手続等)</p> <p>第4条 第3条の5及び第3条の6(第1項第3号から第5号までを除く。)の規定は、条例第7条第2項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第3条の6第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第3条の5及び第3条の6(第1項第3号から第5号までを除く。)の規定は、条例第7条第3項に規定する修学をする職員について準用する。この場合において、第3条の5第1項中「早出遅出勤務請求書(様式第1号)」とあるのは「修学のための早出遅出勤務請求書(様式第3号)」と、第3条の6第1項第1号中「子が死亡した」とあるのは「修学をしないこととなった」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「修学が、就学時刻の変更により早出遅出勤務を要しないこととなった」と、同条第3項中「育児又は介護状況変更届(様式第2号)」とあるのは「修学状況変更届(様式第4号)」と読み替えるものとする。</p> <p>第4条の4 深夜勤務制限の請求がされた後制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

改正前	改正後
<p><u>条の2第1項に規定する職員に該当しなくなった場合</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第4条の5 前2条(前条第1項第3号及び第4号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。</p> <p>(育児休暇)</p> <p>第13条 条例第21条第2項の人事委員会規則で定める期間は、育児休暇(条例第21条に規定する育児休暇をいう。以下同じ。)により保育しようとする子の男子職員以外の親について当該職員が育児休暇を使用しようとする日における育児休暇(これに相当する休暇を含む。)の承認が行われ、又は同日における労働基準法第67条の規定に基づく育児時間の請求が行われている場合は、1日2回から当該承認又は請求に係る回数を差し引いた回数内で、1日90分から当該承認又は請求に係る時間を差し引いた期間とする。</p>	<p>(3) 略</p> <p>(4) <u>当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)</u>又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合</p> <p>(5) <u>第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第7条の2第1項に規定する職員に該当しなくなった場合</u></p> <p>(介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第4条の5 前2条(前条第1項第3号から第5号までを除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。</p> <p>(育児休暇)</p> <p>第13条 条例第21条第2項の人事委員会規則で定める期間は、育児休暇(条例第21条に規定する育児休暇をいう。以下同じ。)により保育しようとする子の男子職員以外の親(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組に</p>

改正前	改正後
<p>(祭具等の承認を受けた職員への準用)</p> <p>第15条 民法(明治29年法律第89号)第897条の規定により祭具等の承継を受けた職員が被相続人の祭しのため休暇を願い出たときの取扱いは、条例第23条第1項第2号に準ずるものとする。</p>	<p>よって養親となることを希望しているもの若しくは同条第2項に規定する養育里親であるもの(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。)を含む。)について当該職員が育児休暇を使用しようとする日における育児休暇(これに相当する休暇を含む。)の承認が行われ、又は同日における労働基準法第67条の規定に基づく育児時間の請求が行われている場合は、1日2回から当該承認又は請求に係る回数を差し引いた回数内で、1日90分から当該承認又は請求に係る時間を差し引いた期間とする。</p> <p>(祭具等の承認を受けた職員への準用)</p> <p>第15条 民法第897条の規定により祭具等の承継を受けた職員が被相続人の祭しのため休暇を願い出たときの取扱いは、条例第23条第1項第2号に準ずるものとする。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条の2 <u>介護休暇(条例第24条第1項に規定する介護休暇をいう。以下同じ。)</u>について、第16条の請求をしようとする職員は、<u>条例第24条第1項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の指定を希望する期間の初日及び末日を、あらかじめ任命権者に対し申し出なければならない。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間(第5項において「申出の期間」という。)の指定期間を指定するものとする。</u></p> <p>3 <u>職員は、第1項の申出に基づき前項若しくは第5項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項</u></p>

改正前	改正後
<p>(介護休暇)</p> <p>第16条 介護休暇(条例第24条第1項に規定する介護休暇をいう。以下同じ。)の承認を受けようとする職員は、あらかじめ任命権者に請求しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、条例第24条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けよ</p>	<p>若しくは第5項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を、任命権者に対し申し出なければならない。</p> <p>4 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第2項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。</p> <p>5 第2項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第1項の申出に基づき第2項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第3項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間(以下この項において「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり第20条第1項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。</p> <p>6 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。</p> <p>第16条 介護休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ任命権者に請求しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、<u>1回の指定期間</u>について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間(当該指定期</p>

改正前	改正後
<p>うとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の<u>範囲内とする。</u></p> <p>(介護休暇の承認)</p> <p>第20条 任命権者は、介護休暇の請求について、条例第24条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。</p>	<p><u>間が2週間未満である場合その他の人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める期間)</u>について一括して請求しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間<u>(当該介護休暇と要介護者を異にする介護部分休暇(条例第24条の2第1項に規定する介護部分休暇をいう。以下同じ。))の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。</u></p> <p>(介護部分休暇)</p> <p><u>第16条の2 介護部分休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ任命権者に請求しなければならない。</u></p> <p><u>2 介護部分休暇の単位は、30分とする。</u></p> <p><u>3 介護部分休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(育児休業法第19条の規定による育児部分休業の承認を受け、又は育児休暇に係る条例第25条の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該育児部分休業の承認又は当該育児休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内とする。</u></p> <p>(介護休暇及び介護部分休暇の承認)</p> <p>第20条 任命権者は、<u>介護休暇又は介護部分休暇</u>の請求について、<u>条例第24条第1項又は第24条の2第1項</u>に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。</p>

改正前	改正後												
<p>2 前項の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。</p> <p>（休暇の請求等）</p> <p>第21条 職員が条例第10条から第24条までに規定する休暇を請求し、又は願い出るときは、任命権者が別に定める承認等の手続によるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>様式第1号（第3条の5関係）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="226 810 1099 978"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1 請求に係る子又は要介護者</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>続柄</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>注</p> <p>1について</p> <p>(1) 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入する。</p> <p>なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出産予定日を記入し、<u>出産予定日にレ印を記入すること。</u></p> <p>(2) 「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。</p>	略		1 請求に係る子又は要介護者	略	続柄	略	<p>2 介護休暇の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。</p> <p>（休暇の請求等）</p> <p>第21条 職員が条例第10条から第24条の2までに規定する休暇を請求し（<u>第15条の2第1項に規定する指定期間の申出を含む。</u>）又は願い出るときは、任命権者が別に定める承認等の手続によるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>様式第1号（第3条の5関係）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1153 810 2027 978"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1 請求に係る子又は要介護者</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>続柄等</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>注</p> <p>1について</p> <p>(1) 「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等（<u>請求に係る子が特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実</u>）を記入すること。</p> <p>(2) 「生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合において記入するこ</p>	略		1 請求に係る子又は要介護者	略	続柄等	略
略													
1 請求に係る子又は要介護者	略												
	続柄												
	略												
略													
1 請求に係る子又は要介護者	略												
	続柄等												
	略												

改正前	改正後								
<p>略</p>	<p>と。 <u>なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出産予定日を記入し、出産予定日にレ印を記入すること。</u></p> <p>略</p>								
<p>様式第2号（第3条の6、第4条の4関係）</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>1 届出の事由</p> <p>(1) 養育の状況の変更</p> <p>子が死亡した</p> <p>職員の子でなくなった</p> <p>(離縁 養子縁組の取消し)</p> <p>職員の配偶者で子の親である者が深夜において常態として養育できる者に該当することとなった</p> <p>子と同居しなくなった</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>様式第2号（第3条の6、第4条の4関係）</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>1 届出の事由</p> <p>(1) 養育の状況の変更</p> <p>子が死亡した</p> <p>職員の子でなくなった</p> <p>(離縁 養子縁組の取消し <u>家事審判事件の終了</u> <u>児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除</u>)</p> <p>職員の配偶者で子の親である者が深夜において常態として養育できる者に該当することとなった</p> <p>子と同居しなくなった</p> <p><u>上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった</u></p> <p>(理由: _____)</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>								
<p>様式第5号（第4条の3関係）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="226 1294 1099 1382"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>1 請求に係る子又は</td> <td>略</td> </tr> </table>	略		1 請求に係る子又は	略	<p>様式第5号（第4条の3関係）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1153 1294 2027 1382"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>1 請求に係る子又は</td> <td>略</td> </tr> </table>	略		1 請求に係る子又は	略
略									
1 請求に係る子又は	略								
略									
1 請求に係る子又は	略								

改正前			改正後		
要介護者	続柄		要介護者	続柄等	
	略			略	
略			略		
注			注		
1 について			1 について		
<u>「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入する。</u>			<u>(1) 「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等(請求に係る子が特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実)を記入すること。</u>		
<u>なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出産予定日を記入し、 出産予定日にレ印を記入すること。</u>			<u>(2) 「生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合において記入すること。</u>		
<u>「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。</u>			<u>なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出産予定日を記入し、 出産予定日にレ印を記入すること。</u>		
2 について			2 について		
<u>—・— 略</u>			<u>(1)・(2) 略</u>		
略			略		

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成29年1月1日から施行する。
(改正条例附則第2条の規定による指定期間の指定)
- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(平成28年佐賀県条例第45号。以下「改正条例」という。)附則第2条に規定する職員の請求は、改正条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第24条第1項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の末日とすることを希望する日を、あらかじめ任命権者に対し申し出ることにより行わなければならない。
- 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、改正条例附則第2条に規定する初日(以下「初日」という。)から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

- 4 改正条例附則第2条に規定する職員（以下「職員」という。）は、第2項の規定による申出に基づき前項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を、任命権者に対し申し出なければならない。
- 5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 6 第3項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ平成29年1月1日から第2項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は第2項の申出に基づき第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたりこの規則による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第20条第1項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
（準備行為）
- 7 第2項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。